



# PRESS RELEASE

2015年9月9日

株式会社日本証券クリアリング機構

各位

## 豪州における Prescribed CCP への指定について

2015年9月8日付で、当社は、豪州の店頭デリバティブ関連法令である Corporations Amendment (Central Clearing and Single-Sided Reporting) Regulation 2015 (Select Legislative Instrument No. 157, 2015) に基づく Prescribed CCP としての指定を受けました。

米ドル、ユーロ、ポンド、円及び豪ドル建金利スワップを対象として今後施行が予定されている豪州の店頭デリバティブに係る清算集中義務により、取引当事者は、所定の要件を満たしている清算機関で清算を行うことが求められます。今回の当社に対する Prescribed CCP への指定により、取引当事者は、当社にて清算を行うことにより、その義務を履行することが可能となります。

今回の指定を受け、当社代表取締役社長の深山浩永は、「Prescribed CCP としての指定を受けたことで、当社の主要な業務の1つである金利スワップの清算を豪州の金融機関にご利用いただける大切な基盤ができたと考えている。今後も各国規制の動向を注視し、当局とコミュニケーションをとりながら必要な対応を進め、より一層利用しやすい清算機関を目指してまいります。」と述べています。

詳細につきましては、下記のウェブサイトをご参照ください。

Corporations Amendment (Central Clearing and Single-Sided Reporting) Regulation 2015 - F2015L01411

<https://www.comlaw.gov.au/Details/F2015L01411>

<https://www.comlaw.gov.au/Details/F2015L01411/1ff15ac4-5e5c-4278-b6e9-084c949a603c> (PDF)

※“7.5A.63 Clearing requirements - prescribed facilities”(上記PDFの10ページ)が、当社の Prescribed CCP としての指定に関する条文です。

以上

<本件に関する御照会先>

(株) 日本証券クリアリング機構 企画グループ (電話 03-3665-1448)